

委員会提出議案第3号

大口町議会会議規則の一部改正について

大口町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

平成28年3月24日提出

議会運営委員会委員長 倉 知 敏 美

(提案理由)

この案を提出するのは、議場に入る者の携帯品の持込みの取扱いを改めることに伴い、この規則の一部を改正する必要があるからである。

大口町議会会議規則の一部を改正する規則

大口町議会会議規則（昭和62年大口町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第101条中「、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類」を「、会議の妨げになるもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大口町議会会議規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(携帯品)</p> <p>第101条 議場に入る者は、<u>会議の妨げになるもの</u>を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>	<p>(携帯品)</p> <p>第101条 議場に入る者は、<u>帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類</u>を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>